

内閣参質一八六第五八号

平成二十六年四月十一日

内閣総理大臣 安倍晋三

参議院議長 山崎正昭殿

参議院議員前川清成君提出民法改正作業と国会審議に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。



参議院議員前川清成君提出民法改正作業と国会審議に関する質問に対する答弁書

一について

平成二十一年十月二十八日に法務大臣が法制審議会に諮問をした「民法の債権関係の規定の見直し」については、同審議会に設けられた民法（債権関係）部会が、これまでに八十六回の会議を開催しているほか、関係する分科会が十八回の会議を開催しているところである。また、これらの会議の審議時間の合計は、五百時間程度である。

二について

お尋ねの「債権法改正を平成二十七年の通常国会に一括して提出するか」及び「分野ごとに、何度かに分けて提出することは考慮していないのか」については、現段階ではお答えすることはできない。

三について

御指摘の平成二十六年三月二十七日の参議院内閣委員会における附帯決議については、法制審議会に設けられた民法（債権関係）部会における審議に供するため、同部会に報告する予定である。また、お尋ねの「この附帯決議を今後の法務委員会での議論」にどのように反映させるかについては、政府としてお答

えする立場にない。